

議案第 36 号

橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市集会所設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第19号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
応其集会所	橋本市高野口町応其 366 番地の 3	竹尾集会所	橋本市高野口町竹尾 250 番地の 3
田原集会所	橋本市高野口町田原 153 番地の 3	西大木ノ芝集会所	橋本市高野口町名倉 277 番地の 1
下中集会所	橋本市高野口町下中 141 番地の 4	西川集会所	橋本市高野口町大野 1352 番地の 1
20 区集会所	橋本市高野口町大野 1024 番 1	応其集会所	橋本市高野口町応其 366 番地の 3
		田原集会所	橋本市高野口町田原 153 番地の 3
		下中集会所	橋本市高野口町下中 141 番地の 4
		20 区集会所	橋本市高野口町大野 1024 番 1

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。